

## アクトワンリーガルレポート vol. 101 (23S35・2023/5/1)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

**テーマ** : 民事訴訟 IT 化の進捗状況

### **WEB による民事訴訟手続**

- (1) 民事訴訟の IT 化は、従来からの懸案事項となっていたが、令和 2 年以降コロナ禍の影響もあって、東京地裁等の一部裁判所において WEB 会議 (MS チームズ) での書面による弁論準備手続 (民訴法 175 条) としての運用が開始され、令和 3 年以降、ほぼ全国の裁判所で運用可能となった。この手続においては、準備書面の陳述はできない取扱いであったが、本年 4 月 1 日以降は、通常の弁論準備手続を WEB 上で開催することが可能となり、準備書面の陳述が可能となっている。
- (2) しかし、現時点では、WEB 上での証拠の原本提示はできないこととなっており、第 1 回口頭弁論には原告側が出席し、証拠調べもいずれかの時点で対面の口頭弁論を開催する必要がある。但し、IT 化の進捗を見据えて一部の裁判体で「mints」(ミンツ) システムによる WEB 上での書面及び書証の写しの提出手続の試験的運用が開始されている。

### **今後の IT 化の進捗予定**

- (a) 以上に対して、平成 30 年に提出された「民事訴訟 IT 化研究会」の報告書においては、以下の通り、民事訴訟の訴えの提起から判決に至るまでの IT 化が提言されている。①WEB による訴状の提出 (代理人弁護士による訴状の提出は WEB 提出を必須とする) ②事件管理システムによる送達、③WEB 会議による口頭弁論の実施、④テレビ会議を利用した証人尋問の要件緩和、⑤事件管理システム上でデータ閲覧する方法による証拠調べ、⑥電子署名による判決書の作成及び事件管理システムへのアップロード
- (b) これに対して、日弁連は、(i)オンライン申立の即時義務化、(ii)訴訟提起時におけるシステム送達には反対との意見が出されており、更に、(iii)口頭弁論を WEB 上で公開すべきである、との意見も提出されている。

### **実務上の留意点**

我が国における民事訴訟の IT 化は諸外国に比して著しく遅れており、今後、IT 化の進捗は不可避である。但し、そもそも上記 IT 化研究会報告書における工程表に比して既に遅延しており、日弁連による一部の工程に対する反対意見もあって、証人尋問の実施や事件管理システムによる送達などが何時実施されるかは不明確である。しかし、少なくとも数年以内には、WEB 上での訴訟提起が可能となり、WEB 上で口頭弁論期日が開かれるようになることは確実であると思われる。現状、WEB による弁論準備手続に対応していない事務所もあるが、今後は、法律事務所の WEB 環境の整備は不可欠となる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.102 は、「預貯金と相続」(23S36)の予定(2023/6/1 発行予定)としております。

以上